

令和4年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和4年1月20日(木曜日)

○日時 令和4年1月20日 午前10時37分開会

臨時特別給付金対策室参事

結城 慎二

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 報告第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
3. 報告第2号 令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

○事務局職員

事務局 局長 林 幸一
次 長 石井 公晶
総務議事係長 法師人 絵理
総務議事係主査 寺尾 昌樹

午前10時37分開会

○松浦敏司委員長 おはようございます。

ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

初めに石垣直樹委員、工藤英治委員より欠席の届出がありましたのでお知らせいたします。

本日の委員会ですが、付託された議案等3件を審査いたします。

それでは、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定の説明を求めます。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 議案資料の4ページ、5ページを御覧ください。

令和3年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容ですが、国の負担金及び補助金を活用し、ワクチンを接種するための追加補正を行うものでございます。

経費の主な内訳であります。集団及び巡回接種に係る医療従事者への報酬、会計年度任用職員への報酬として6,590万8,000円、職員及び会計年度任用職員への手当等として1,410万円、消耗品、光熱費等需用費として700万円、接種券郵送料等役務費として503万7,000円、個別接種集団及び巡回接種の運営に係る委託料などとして2,417万5,000円、接種会場の使用料、高齢者交通助成券利用分など2,749万3,000円を計上し、総額1億4,624万2,000円となっております。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

○出席委員(4名)

委員 長 松浦 敏司
副委員 長 近藤 憲治
委員 金兵 智則
澤谷 淳子

○欠席委員(2名) 石垣 直樹
工藤 英治

○議長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(6名) 小田部 照
立崎 聡一
永本 浩子
平賀 貴幸
古田 純也
村椿 敏章

○説明者

副市長 後藤 利博
健康福祉部長 桶屋 盛樹
健康福祉部次長 永森 浩子
子育て支援課長 高畑 公朋
子育て支援課参事 小沼 麻紀
新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 江口 優一

(1) 歳出予算に記載のとおりで、財源は全額国庫支出金となっており、内訳は国庫負担金が1億888万2,000円、国庫補助金が3,736万円となっております。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなっております。

なお、年度内での事業の完了が見込めないことから、今回補正額のうち、6,294万5,000円を翌年度に繰り越すこととしております。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○松浦敏司委員長 次に移ります。

報告第1号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告、子育て世帯臨時特別給付金給付事業について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料2号6ページを御覧ください。

令和3年度一般会計児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の補正予算に係る専決処分につきまして御報告いたします。

1の補正及び専決処分の理由及び内容であります。新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けた子育て世帯の生活を支援する臨時特別給付金を現金で一括支給するため、次の経費を追加補正することとし、緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、早期の一括現金支給が望ましいと考え、昨年12月末に現金で一括支給することとし、児童1人当たり10万円を支給するものであり、金額につきましては給付金2億3,750万円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正

前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源は全額国庫補助金となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

3の専決処分年月日ではありますが、令和3年12月20日付で専決しております。

なお、網走市から児童手当を受給している世帯には、昨年12月24日に支給いたしました。

その他の世帯につきましては、昨年末から申請を開始し随時支給を開始しております。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 大変スピーディーな対応で、12月24日に児童手当が支給されているところにはもう振り込まれまして、大変ありがたかったという御意見、私の意見も含めて述べさせていただきたいなというふうに思うのですけれども、1点ですね、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、今国会のほうで代表質問のやり取りがありますけれども、昨年9月以降に離婚した世帯には給付金が届かないということで、国のほうで対応してほしいというやり取りがあったのですけれども、岸田総理のほうから国としては対応せず、自治体に対し地域の実情に応じて支給を検討することを要請しているというような答弁があったのですけれども、網走の実情というのはどのようになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○小沼麻紀子育て支援課参事 今回の給付金に関わらず、これまでの給付金や児童手当であっても、基準日と支給日が離れている場合は、このような事例が発生することとなってまいります。

国からの通知では、当事者間でお子様のために話し合いをしておいてよりよい方向にという通知が来ておりますので、今回網走市につきましても同様の説明を対象者の方、御相談があった場合にはさせていただきます。

ですので、今回離婚……その後の離婚の方の支援は今のところは考えておりません。

なお、ひとり親世帯になった場合はですね、ほかの給付金などがありますので、そちらのほうの支給の説明をさせていただいております。

○金兵智則委員 では、網走市としてもそういう実

情はあるのはあると。

御相談があるというような話だったのですけれども、こういう事例があるということなのですか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 やはり、支給日前に離婚されたというのが何件かはありますけれども、御説明をさせていただいております。

○金兵智則委員 ということは、自治体に対して地域の実情に応じてということですが、その辺は、当事者間で話し合いをしていただきたいということで、課題の解決には至らない可能性もあるという形なのですか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 一応、こちらの窓口に来られた方には、当事者間でということなので、そこが解決したかどうかまでは、ちょっとこちらのほうでは把握はしていませんが、当事者間のほうでお願いいたしますということでお話をしております。

○金兵智則委員 そもそもちょっとね、これを地方自治体にまらぶりにしているのかどうかという話ですので、また国のほうのですね、対応が変わることがあれば、追って対応していただきたいというふうに思いますがよろしいでしょうか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 国のほうの動きがあり次第、こちらのほうとしても対応させていただきたいと思っておりますので、注視していきたく思います。

○金兵智則委員 いろいろ大変だと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでお諮りいたします。

報告第1号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告、子育て世帯臨時特別給付金給付事業については、全会一致により報告承認すべきとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○松浦敏司委員長 次に移ります。

報告第2号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について説明を求めます。

○結城慎二臨時特別給付金対策室参事 議案資料8

ページ、資料3号を御覧ください。

令和3年度一般会計社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の補正予算に係る専決処分につきまして御報告いたします。

1の補正及び専決処分の理由であります。新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けた住民税非課税世帯などの生活を支援する臨時特別給付金を給付するため、次の経費を追加補正することとし、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、補正額5億3,983万2,000円の財源内訳は、全額国庫補助金となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

3の専決処分年月日であります。令和4年1月6日付けで専決しております。

また、給付金の申請期限が令和4年9月30日となっており、年度内に事業の完了が見込めないことにより、事業費の一部を翌年度に繰越することとしております。

繰越明許費の内訳につきましては、4に記載のとおりとなります。5の事業の概要ですが、この給付金の対象は、令和3年12月10日現在、網走市に住民登録があり、かつ世帯全員が令和3年度分住民税の均等割が非課税である世帯です。

ただし、世帯全員が住民税を課税されている親族などの扶養者となっている場合は除きます。

また、住民税が課税となっている場合であっても、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、その収入が住民税非課税相当となった世帯についても給付の対象となります。

対象世帯数につきましては、非課税世帯で5,145世帯、家計急変世帯で200世帯、合計で5,345世帯を見込んでおります。

給付額につきましては1世帯当たり10万円です。

給付の手続ですが、非課税世帯に対しましては、資料では給付要件確認書を1月中旬としておりますが、1月14日より順次送付し、その返送を受けたものから給付を行います。

また、令和3年1月2日以降に網走市に転入した

方を含む世帯で、住民税が非課税となっている世帯及び家計急変世帯につきましては2月上旬より申請受付を開始する予定です。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでお諮りいたします。

報告第2号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定については、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

これで文教民生委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時51分閉会
